

(案)

防人服(事)第 号
令和7年 月 日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

懲戒処分等の一般的基準に関する訓令の運用について(通達)

標記について、懲戒処分等の一般的基準に関する訓令(令和7年防衛省訓令第 号)第17条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和7年7月1日から適用することとしたので、通達する。

なお、本通達の実施に関し必要な細部については、人事教育局長から通知させる。

また、本通達の施行前に行った規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例によることとされたので、併せて通達する。

添付書類：別紙

懲戒処分等の一般的基準に関する訓令の運用について

(目的)

第1 この通達は、懲戒処分等の一般的基準に関する訓令（令和7年防衛省訓令第 号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、懲戒処分等の種別及び程度（以下「処分量定」という。）を決定するために必要な細部基準を定め、懲戒処分等の適正かつ迅速な執行及び組織としての透明性及び健全性の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この通達における用語の意義は、訓令第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 停職6月以上 免職、降任及び6月以上の停職をいう。
- (2) 停職3月以上 免職、降任及び3月以上の停職をいう。
- (3) 停職1月以上 免職、降任及び1月以上の停職をいう。
- (4) 停職16日以上 免職、降任及び16日以上の停職をいう。
- (5) 重処分 軽処分以外の懲戒処分をいう。
- (6) 軽処分 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第85条第1項に規定する5日以内の停職、減給合算額が俸給月額 $\frac{3}{10}$ を超えない減給及び戒告をいう。
- (7) 軽処分以下 軽処分、訓戒及び注意をいう。
- (8) 減給1月 $\frac{1}{15}$ 以下 減給合算額が俸給月額 $\frac{1}{15}$ 以下の減給、戒告、訓戒及び注意をいう。
- (9) 重傷 全治1月以上の傷害及びこれに相当する傷害をいう。
- (10) 軽傷 重傷に至らない傷害をいう。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の細部基準)

第3 訓令第13条第1項の規定による規律違反の態様に応じた処分基準及び適用基準は、同項第1号については、付表第1のとおりとし、同項第2号については、付表第2のとおりとする。

(懲戒処分等の加重及び軽減の細部基準)

第4 訓令第15条の規定による懲戒処分等の加重及び訓令第16条第2項の規定による懲戒処分等の軽減の細部基準は、付表第3のとおりとする。

付表第1（第3関係）

(1) 特別勤務上の違反

本処分基準は、当直勤務、警衛勤務、巡察勤務その他の特別勤務に就いている隊員等（以下「特別勤務者」という。）が職務遂行上の義務違反行為をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準
重大な場合	重処分（減給を除く。）
軽微な場合	軽処分以下

(2) 上官等に対する反抗不服従等

本処分基準は、隊員等が上官（指揮系統上の上位にある者のほか、階級又は官職（以下「階級等」という。）を問わず、一時的若しくは特定の職務についてのみ指揮系統上の上位にある者又は上官以外の上位の階級等を有する者を含む。）及び特別勤務者（以下「上官等」という。）に対して次の規律違反の態様に該当する行為をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
反抗不服従	極めて重大な場合	免職 反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合
	重大な場合	降任又は停職の重処分 1 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 2 反抗不服従を繰り返した場合
	軽微な場合	停職の軽処分 重大な場合に至らない場合
傷害	重大な場合	免職 1 凶器を用いて傷害を負わせた場合 2 殺意をもって暴行を加え、傷害を負わせた場合 3 職務に支障を来す程度の傷害を負わせた場合 4 傷害を負わせた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 5 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合
	軽微な場合	降任又は1月以上の停職 暴行を加え、傷害を負わせた場合
暴行又は脅迫	重大な場合	免職 1 凶器を用いて暴行又は脅迫をした場合 2 殺意をもって暴行を加えた場合

			3 暴行又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 4 侮辱的な虐待行為を伴う暴行又は脅迫を加えた場合
	軽微な場合	降任又は停職の重処分	重大な場合に至らない場合
暴言、名誉毀損又は侮辱	極めて重大な場合	免職	1 上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 2 不特定多数の者が容易に認識できる状況で、上官等の名誉を著しく害し、又は上官等を著しく侮辱した場合
	重大な場合	降任又は停職の重処分	1 上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合 2 公務中の上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした場合 3 不特定多数の者が容易に認識できる状況で、上官等の名誉を害し、又は上官等を侮辱した場合
	軽微な場合	軽処分	重大な場合に至らない場合

(3) 職権濫用

本処分基準は、隊員等がその職務遂行上の権限、地位を違法又は不当に利用して、人に義務のないことを行わせること、人の権利を侵害すること、その他職務遂行上の権限の範囲を著しく逸脱すること等に該当する行為をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	重処分（減給を除く。）	権限行使又は地位利用の違法性又は不当性が強く、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合
軽微な場合	停職の軽処分	権限行使若しくは地位利用の違法性若しくは不当性が強い場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合
極めて軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）	軽微な場合に至らない場合

(4) 試験に関する不正

本処分基準は、受験者、試験官等である隊員等が防衛省・自衛隊の行う試験において、不正行為を行った場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	停職の重処分	採用試験、選抜試験等人事管理上重大な影響を有する試験に関して不正行為をした場合又はその試験における不正行為で部内外に重大な影響を及ぼした場合
軽微な場合	軽処分以下	重大な場合に至らない場合

(5) 情報保全に関する違反

本処分基準は、隊員等が、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条に規定する秘密を守る義務に違反した場合（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第180条に規定する保有個人情報の提供を行った場合を含む。以下「秘密漏えい等」という。）、部内情報の保全のために必要な措置に違反した場合若しくは秘密以外の部内情報をみだりに他人に知らせた場合（以下「情報保全義務違反」という。）又は特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）若しくは防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）に基づき特別防衛秘密の保護に責任を有する者、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）若しくは防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）に基づき特定秘密の保護に責任を有する者、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）若しくは防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）に基づき秘密保全に責任を有する者、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）若しくは防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛装備庁訓令第3号）に基づき保有個人情報等の安全管理に責任を有する者、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）若しくは防衛装備庁の情報保証に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第12号）に基づき情報保証に責任を有する者及びその他内部規程に定めるところにより部内情報の保全に関する責任を有する者として指定された者（以下「情報管理者等」という。）が、その職務遂行上の義務に違反した場合（以下「情報管理者等義務違反」という。）に適用する。

「私有パソコン等」とは、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体をいう。

規律違反の態様			処分基準	
秘密漏えい等	故意の場合	特別防衛秘密、特定秘密	免職	
		秘、注意、部内限り	重処分（減給を除く。）	
	過失の場合	特別防衛秘密、特定秘密	極めて重大な場合	免職
			重大な場合	降任又は停職の重処分
			軽微な場合	停職の軽処分
		秘	極めて重大な場合	重処分（減給を除く。）
			重大な場合	軽処分（戒告を除く。）
			軽微な場合	軽処分（停職を除く。）
	注意、部内限り	極めて重大な場合	停職の軽処分	
		重大な場合	軽処分（停職を除く。）	
軽微な場合		訓戒又は注意		
情報保全義務違反	パソコン・データ関連の義務違反	情報の取扱い 私有パソコン等で業務用データを取り扱ったが、当該データが防衛省・自衛隊の外部に流出しなかった場合	特別防衛秘密、特定秘密	重処分（減給を除く。）
			秘	停職の重処分
			注意、部内限り	停職の軽処分
		指定外の官品パソコンで業務用データを取り扱った場合	特別防衛秘密、特定秘密	減給の軽処分
			秘、注意、部内限り	軽処分以下（停職を除く。）
			官品パソコン等の取扱い	官品パソコン・官品可搬記憶媒体を許可なく職場から持ち出した場合
	私有パソコン等の取扱い	私有パソコン等を許可なく職場に持ち込んだ場合	私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用した場合	訓戒又は注意
		私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用した場合		
	文書等の	特別防衛秘密、特定秘密	極めて重大な場合	停職の重処分
			重大な場合	停職の軽処分
軽微な場合			軽処分（停職を除く。）	
秘		極めて重大な場合	停職の軽処分	

紛失		重大な場合	減給の軽処分
		軽微な場合	戒告、訓戒又は注意
	注意、部内限り	極めて重大な場合	戒告
		重大な場合	訓戒
		軽微な場合	注意
文書等の誤破棄	特別防衛秘密、特定秘密	極めて重大な場合	停職の軽処分
		重大な場合	減給の軽処分
		軽微な場合	戒告、訓戒又は注意
	秘	極めて重大な場合	減給の軽処分
		重大な場合	戒告
		軽微な場合	訓戒又は注意
その他の義務違反	特別防衛秘密、特定秘密	文書等を許可なく複製した場合	減給の軽処分
		文書等を指定された保管庫に保存しなかった場合	
	秘	文書等として管理するための手続を行わなかった場合	軽処分（停職を除く。）
		文書等に「秘」等を表示しなかった場合	
		保存期間を超過した文書等を長期間破棄しなかった場合	
特別防衛秘密、特定秘密	文書等を許可なく持ち出した場合	極めて重大な場合	重処分（減給を除く。）
		重大な場合	停職の軽処分
		軽微な場合	減給の軽処分
	部内において所定の暗号をかけずに文書等をFAX・電報・メール等を使用して送信した場合	極めて重大な場合	停職の軽処分
		重大な場合	減給の軽処分
		軽微な場合	戒告、訓戒又は注意
秘	文書等を許可なく持ち出した場合	極めて重大な場合	停職の重処分
		重大な場合	軽処分（戒告を除く。）
		軽微な場合	戒告、訓戒又は注意
	部内において所定の暗号をかけずに文書等をFAX・電報・メール等を使用して送信した場合	極めて重大な場合	減給の軽処分
		重大な場合	戒告
		軽微な場合	訓戒又は注意
注意、	文書等を許可なく	極めて重大な場合	停職の軽処分

	部内限り（個人情報を含む。）	持ち出した場合	重大な場合	軽処分（停職を除く。）
			軽微な場合	訓戒又は注意
		業務用データを一般回線で送信した場合	訓戒又は注意	
	解禁前の公表資料など秘密以外の部内情報を漏えいした場合		軽処分以下	
個人情報	個人情報ファイルを記録した媒体を鍵のかかる容器に保管しなかった場合	軽処分以下（停職を除く。）		
				業務上知り得た保有個人情報ではない個人情報をみだりに他人に知らせた場合
情報管理者等義務違反を著しく怠った場合	情報管理	秘密漏えい等	特別防衛秘密、特定秘密	免職
			秘	重処分（減給を除く。）
			注意、部内限り	停職の軽処分
	情報保全義務違反	パソコン・データ関連の義務違反	特別防衛秘密、特定秘密	重処分（減給を除く。）
			秘	停職の重処分
			注意、部内限り	軽処分（戒告を除く。）
			その他の違反	軽処分（停職を除く。）
		文書等の紛失	特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
			秘	停職の軽処分
			注意、部内限り	戒告
	文書等の誤破棄	特別防衛秘密、特定秘密	停職の軽処分	
		秘	減給の軽処分	
		特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分	
		秘	軽処分（戒告を除く。）	
その他の義務違反	特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分		
	秘	軽処分（戒告を除く。）		
	注意、部内限り	減給の軽処分		
情報管理者等義務違反	情報管理	秘密漏えい等	特別防衛秘密、特定秘密	停職の重処分
			秘	停職の軽処分
			注意、部内限り	軽処分（停職を除く。）
	情報保全義務違反	パソコン・データ関連の義務違反	特別防衛秘密、特定秘密	軽処分（戒告を除く。）
			秘	停職の重処分
			注意、部内限り	軽処分（戒告を除く。）
				軽処分（戒告を除く。）

務 を 怠 っ た 場 合	文書等の紛失	その他の違反	軽処分（停職を除く。）		
			特別防衛秘密、 特定秘密	減給の軽処分	
			秘	軽処分（停職を除く。）	
		注意、部内限り	戒告、訓戒又は注意		
		文書等の誤破棄	特別防衛秘密、 特定秘密	軽処分（停職を除く。）	
			秘	戒告、訓戒又は注意	
	その他の義務違反		特別防衛秘密、 特定秘密	減給の軽処分	
			秘	軽処分（停職を除く。）	
			注意、部内限り	戒告	
			情報管理 者等 の 義 務 を 一 応 な し た が 不 十 分 な 場 合	秘密漏えい等	特別防衛秘密、 特定秘密
	情 報 管 理 者 等 の 義 務 を 一 応 な し た が 不 十 分 な 場 合	情報保 全義務 違反	パソコン・データ 関連の義務違反	特別防衛秘密、 特定秘密	軽処分（停職を除く。）
				秘	戒告
注意、部内限り				訓戒又は注意	
文書等の紛失		特別防衛秘密、 特定秘密	秘	戒告	
				訓戒又は注意	
				注意、部内限り	
文書等の誤破棄		特別防衛秘密、 特定秘密	秘	訓戒又は注意	
その他の義務違反		特別防衛秘密、 特定秘密	秘	戒告	
				訓戒又は注意	
				注意、部内限り	

(6) 行政文書の不適正な取扱い

本処分基準は、隊員等が行政文書の不適正な取扱いを行った場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
---------	------	------

行政文書の偽造、変造若しくは毀棄又は虚偽の行政文書作成	免職、降任又は停職	/
決裁文書の改ざん	免職、降任又は停職	
行政文書の改ざん（決裁文書の改ざんを除く。）、紛失、誤廃棄、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告	決裁文書以外の行政文書の改ざんを行った場合又は過失などにより行政文書の不適正な管理を行った場合に適用する。「不適正に取り扱った」とは、紛失や誤破棄に準ずる行政文書の不適正な管理をしたこととし、「公務の運営に重大な支障を生じさせた場合」の目安については、複数の局・部・課等にわたり相当程度の支障が生じたもののほか、一つの課等における対外的な問題が発生し、その間業務遂行が一定期間にわたって著しく阻害されたものとする。

(7) ハラスメント

本処分基準は、職場の関係において隊員等が他の隊員等に違法若しくは不当に精神的若しくは身体的苦痛を与えるハラスメント又は職場環境を悪化させるハラスメントを行った場合に適用する。

また、被害者が精神的な被害を受けた際の処分量定については、その原因となった違反者の精神的な攻撃、その他の心理的負荷となった要因等を総合的に勘案し、因果関係を明らかにしたうえで判断するものとする。

なお、精神的な被害の程度を評価する場合は、被害者の主観のみならず、同じ事態に遭遇した同じ立場の者が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受け止めるかという観点に基づく評価、過去事例との比較、医療関係者・弁護士等の専門家への意見聴取等により相当性を判断する。

(7-1) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、階級又は官職の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて隊員等に精神的若しくは身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為をいう。

規律違反の 態様	処分基準	適用基準
-------------	------	------

極めて重大な場合	停職6月以上 (免職を基本とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 凶器を用いた場合 2 被害者の自殺(未遂を含む。)の主たる原因となった場合 3 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 4 重傷を負わせた場合 5 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、療養の期間が1箇月以上に及ぶ場合 6 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 7 複数回又は長期間にわたり暴行を加え、傷害を負わせた場合
重大な場合	3月以上6月未満の停職	<ol style="list-style-type: none"> 1 全治1週間以上1箇月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 2 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 3 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務に制限が生じた場合 4 複数回(平手打ちを除く。)又は長期間にわたる暴行を加えた場合
比較的重大な場合	1月以上3月未満の停職	<ol style="list-style-type: none"> 1 全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 2 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた場合 3 平手打ち(複数回)、殴打、足蹴り、投げる等の傷害に至る可能性が高い程度の暴行を加えた場合
軽微な場合	6日以上1月未満の停職	<ol style="list-style-type: none"> 1 平手打ち(1回)、足を踏みつける等の傷害に至る可能性が低い程度の暴行を加えた場合 2 職場環境を著しく悪化させた結果、公務の運営に支障を生じさせた場合
比較的軽微な場合	停職の軽処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 2 人間関係からの切離しに至る主たる原因となった場合 3 日常的に威圧的な言動をすることで職場環境を著しく悪化させた場合
極めて軽微	軽処分以下	<ol style="list-style-type: none"> 1 過大又は過小な業務の要求をした場合

な場合	(停職を除く。)	2 私的なことに過度に立ち入る等の個の侵害をした場合 3 威圧的な言動により職場環境を著しく悪化させた場合 4 暴言を伴う指導をした場合 5 長時間にわたる拘束等の不適切な指導をした場合
-----	----------	--

(7-2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、隊員等が他の者を不快にさせる職場における性的な言動又は隊員等が他の隊員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
極めて重大な場合	停職6月以上	1 不同意性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条）を行った場合 2 キス、臀部や胸部を直接接触した場合 3 抱きつく又は衣服の上から臀部や胸部を触る等を行った場合で、複数回又は長期間にわたって行われたもの、全治1箇月以上の精神疾患を発症させたものなど悪質な事案のとき ※不同意性交等を行った場合は、免職を基本とする。
重大な場合	3月以上6月未満の停職	1 抱きつく又は衣服の上から臀部や胸部を触る等を行った場合 2 職務との合理的関連性を欠く不必要な身体への接触、露骨で卑猥な性的言動又は食事等への執拗な勧誘を繰り返したことにより、精神疾患を発症させた結果、被害者の服する職務に制限が生じた場合
比較的重大な場合	1月以上3月未満の停職	職務との合理的関連性を欠く不必要な身体への接触、露骨で卑猥な性的言動又は食事等への執拗な勧誘を繰り返したことにより、精神疾患を発症させた場合
軽微な場合	6日以上1月未満の停職	職務との合理的関連性を欠く不必要な身体への接触、露骨で卑猥な性的言動又は食事等への執拗な勧誘を繰り返し行い不快にさせた場合（長期間又は複数人の被害者がいる場合）
比較的軽微な場合	停職の軽処分	職務との合理的関連性を欠く不必要な身体への接触、露骨で卑猥な性的言動又は食事等への執拗な勧誘を繰り返し行い不快にさせた場合

極めて軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	職務との合理的関連性を欠く不必要な身体への接触、性的、容姿又は服装等に関する言動、食事等への執拗な勧誘等により不快にさせた場合
----------	-------------------	---

(7-3) その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントをいう。

規律違反の態様	処分基準
重大な場合	重処分
軽微な場合	軽処分
極めて軽微な場合	訓戒又は注意

(8) 職務遂行中の過失傷害又は致死

本処分基準は、隊員等が職務遂行中過失により人を傷害し、又は死亡させた場合（他の規律違反の態様に該当する場合を除く。）に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
致死	重大な場合	1 重大な場合とは、職務遂行上必要な注意義務を著しく怠った場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 2 軽微な場合とは、重大な場合に至らない場合をいう。
	軽微な場合	
傷害	重大な場合	
	軽微な場合	

(9) 政治的行為の制限等違反

本処分基準は、隊員等が自衛隊法第61条各項若しくは第64条各項又は国家公務員法第98条第2項若しくは第3項若しくは第102条各項の規定に違反した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	重処分 (減給を除く。)	違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合
軽微な場合	軽処分	重大な場合に至らない場合

(10) 私企業への関与制限等違反

本処分基準は、隊員等が自衛隊法第60条第2項若しくは第3項、第62条第1項若しくは第63条又は国家公務員法第101条第1項、第103条第1項若しくは第104条の規定に違反した場合に適用する。

する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	重処分 (減給を除く。)	違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合
軽微な場合	軽処分	重大な場合に至らない場合

(11) 欠勤

本処分基準は、隊員等が正当な理由がなく欠勤した場合又は正当な理由なく勤務場所を離れた場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準
20日以上	免職
6日以上19日以内	降任又は停職の重処分
1日以上5日以内	停職の軽処分
1日未満	減給1月1/15以下

(12) 不正外出

本処分基準は、自衛隊法第55条に規定する指定場所に居住する義務を負う隊員が許可なく駐屯地等（自衛隊の部隊若しくは機関が所在する施設（教育訓練等の場合に設営される野営地及び宿営地を含む。）又は船舶をいう。）から外出した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
不正外出	軽処分以下	1 外出証又は身分証明書を不正に使用して外出した場合を含む。 2 部外診療委託病院に入院を命ぜられている隊員等が許可なく当該病院から外出した場合を含む。

(13) 帰（着）隊時刻遅延等

本処分基準は、自衛隊法第55条に規定する指定場所に居住する義務を負う隊員が許可を受けて外出し、又は休暇等により指定の場所を離れた場所において正当な理由なく、指定の時刻に遅れて帰隊した場合又は後発航期の場合に適用する。

なお、4時間以上の帰（着）隊時刻遅延で勤務時間にかかる場合は「正当な理由のない欠勤」とみなし、当該規律違反の態様の基準を適用する。

規律違反の態様		処分基準	適用基準
帰（着）隊時刻遅延		減給 1月 1 / 15以下	
後発航期	重大な場合	停職の重処分	自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動及び海上自衛隊演習、遠洋航海等重大な任務の期間中における違反
	軽微な場合	軽処分以下	重大な場合に至らない場合

(14) 身分証明書又は警務手帳の改変等

本処分基準は、隊員等が身分証明書又は警務手帳の改変、不正使用又は亡失をした場合に適用する。

規律違反の態様		処分基準	適用基準
改変	警務手帳	16日以上3月未満の停職	1 「改変」には、身分証明書又は警務手帳の偽造を含む。 2 「不正使用」には、自己の身分証明書若しくは警務手帳を貸与した場合又は他人の身分証明書若しくは警務手帳を使用した場合を含む。
	身分証明書	6日以上15日以下の停職	
不正使用	警務手帳	6日以上15日以下の停職	
	身分証明書	減給の軽処分	
亡失	警務手帳	戒告	
	身分証明書	訓戒又は注意	

(15) 服装違反

本処分基準は、隊員が服装違反をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準
階級章の濫用	軽処分（戒告を除く。）
その他の服装違反	戒告、訓戒又は注意

(16) 海外渡航の承認申請義務に関する違反

本処分基準は、隊員等が隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第15条の2に規定する海外渡航の承認申請義務に関する違反行為を行った場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
無断渡航 （申請手続 をせずに海	停職の軽処分	6回以上無断渡航した場合又は禁止国に無断渡航した場合
	軽処分	2回以上5回以下無断渡航した場合又は注

外渡航した場合)	(戒告を除く。)	意国に無断渡航した場合
	軽処分以下	1回無断渡航した場合
申請者に係るその他の義務違反	停職の軽処分	申請手続の結果、不承認とされたにもかかわらず、海外渡航した場合
	軽処分 (戒告を除く。)	虚偽等の不正な申請手続により、海外渡航した場合
	軽処分以下	隊員の分限、服務等に関する訓令第15条の2第1項ただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず、申請手続をせずに渡航した場合
承認権者等に係る義務違反	軽処分以下	申請者から申請期日までに申請書を受理したにもかかわらず、必要な手続を怠り、申請者の渡航前までに海外渡航承認書又は不承認書を交付しなかった場合

(17) 武器の遺棄隠匿等

本処分基準は、隊員等が自衛隊の所有し、又は使用する武器を遺棄隠匿し、亡失し、損壊し、又は破損した場合に適用する。

「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう。

「損壊」とは、武器を物理的に破壊し、又は遺棄隠匿以外の方法でその武器の効用を損なう行為のうち、故意によるものをいう。

「破損」とは、上記の武器の効用を損なう行為のうち、過失によるものをいう。

規律違反の態様		処分基準
遺棄隠匿	重大な場合	免職
	軽微な場合	降任又は16日以上停職
亡失	重大な場合	重処分(減給を除く。)
	軽微な場合	減給の軽処分
損壊又は破損	重大な場合	重処分(減給を除く。)
	軽微な場合	軽処分以下

(18) 防衛省・自衛隊物件の遺棄隠匿等

本処分基準は、隊員等が防衛省・自衛隊の所有又は保管に係る物件(武器を除く。)を遺棄隠匿し、亡失し、損壊し、又は破損した場合(他の規律違反の態様に該当する場合を除く。)に適用する。

「損壊」とは、物件を物理的に破壊し、又は遺棄隠匿以外の方法でその物件の効用を損なう行為のうち、故意によるものをいう。

「破損」とは、上記の物件の効用を損なう行為のうち、過失によるものをいう。

規律違反の態様		処分基準
遺棄隠匿	重大な場合	重処分（減給を除く。）
	軽微な場合	停職の軽処分
亡失	重大な場合	停職の重処分
	軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）
損壊・破損	重大な場合	重処分
	軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）

(19) 防衛省・自衛隊物件以外の物件の破損

本処分基準は、隊員等が職務遂行中、過失により防衛省・自衛隊の所有又は保管に係る物件以外の物件を破損した場合（他の規律違反の態様に該当する場合を除く。）に適用する。

規律違反の態様	処分基準
重大な場合	軽処分（停職を除く。）
軽微な場合	訓戒又は注意

(20) 防衛省・自衛隊が保有する車両等の運行に関する違反

本処分基準は、隊員等が防衛省・自衛隊が保有する車両等の運行に当たって法令等に違反した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
極めて重大な場合	停職6月以上	1 飲酒運転の場合（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3に規定する程度（呼気1リットルにつき0.15ミリグラム）未満のアルコール保有量であった場合でも、飲酒直後に車両等を運転した場合等のように、自己の身体にアルコールが保有されていることが明白な状態で運転行為に及んだ場合を含む。以下同じ。） 2 故意の無免許運転の場合 3 ひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 ※飲酒運転、故意の無免許運転又はひき逃げで重傷又は死亡させた場合などの深刻な結果を招いた場合は、免職を基本とする。
重大な場合	1月以上6月未満の停職	1 ひき逃げの場合 2 無許可運転で重傷又は死亡を伴う場合

		3 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合
比較的重大な場合	16 日以上 1 月未満の停職	1 あて逃げの場合 2 過失の無免許運転の場合 3 無許可運転で軽傷又は物損を伴う場合 4 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 5 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合
軽微な場合	6 日以上 15 日以下の停職	1 自転車によるあて逃げの場合 2 自転車による飲酒運転の場合
比較的軽微な場合	軽処分	1 無許可運転の場合 2 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合 3 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合
極めて軽微な場合	訓戒又は注意	1 不在放置の場合 2 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の場合

(21) 防衛省・自衛隊が保有する船舶又は航空機の運航に関する違反

本処分基準は、隊員が防衛省・自衛隊が保有する船舶及び航空機の運航に当たって、法令等に違反した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準
重大な場合	重処分（減給を除く。）
軽微な場合	軽処分以下

(22) 失火

本処分基準は、隊員等が失火により、国が保有し、又は借用している施設その他の物件を焼いた場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	停職の重処分	損害金額が大きい場合で、かつ、公共の危険の発生が大きい場合
比較的重大な場合	停職の軽処分	損害金額が大きい場合又は公共の危険の発生が大きい場合
軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）	比較的重大な場合に至らない場合

(23) 業務上横領

本処分基準は、隊員等が業務上自己の占有する他人の財物を横領した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	免職	1 隊員等としての品位を著しく傷つけ、又は防衛省・自衛隊の威信を著しく損なう場合 2 業務上横領で被害額が1万円を超える場合は、「重大な場合」を適用し得るものとする。また、現金や物品管理簿等により財物の価値が認識し得るものを適用対象とする。
軽微な場合	降任又は停職の重処分	重大な場合に至らない場合

(24) 公金官物等不法領得

本処分基準は、隊員等が公金官物等の窃取、詐取又は横領（業務上横領を除く。）に該当する行為を行った場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	免職	1 故意に手当等を不法領得していた場合は「重大な場合」の基準を適用し得るものとする。 2 窃取等で被害額が1万円を超える場合は、「重大な場合」を適用し得るものとする。
軽微な場合	降任又は停職の重処分	重大な場合に至らない場合
極めて軽微な場合	軽処分	公金官物等の一時借用でその経済的価値が特に少ない場合又は被害額が少額の場合が該当し得る。

(25) 調達経理業務に関する違反

本処分基準は、隊員等が調達経理業務に関し違反行為を行った場合又は当該違反行為の隠蔽、黙認等を行った場合に適用する。

なお、本処分基準で示す適用基準は、規律違反の態様の代表的な例を示したものであり、個別の事案の内容によっては、適用基準で示す処分以外の処分をすることができる。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
予算執行職員による調達経理業務に係る詐欺又は背任	免職	人を欺いて金品を交付させた場合又は自己若しくは第三者の利益を図る等の目的をもって、予算執行職員の任務に背き国に財産上の損害を加えた場合
予算執行職員による入札談合等関与行為	極めて重大な場合	業界関係者の会合に参加し、業界関係者ごとの年間受注目標額を提示し、その目標額を達成するよう調整を指示するなど、入札談合等関与行為を主導し、入札談合等を行わせた場合
	重大な場合	業界関係者が談合を行うことが容易になることを知りながら、業界関係者の不当な働きかけに応じ、入札参加条件を変更するなどの入札談合等関与行為を行い、入札談合等を幫助した場合
	軽微な場合	業界関係者の不当な働きかけに応じ、予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えた場合
予算執行職員によるその他の注意義務違反（職務怠慢を含む。）	極めて重大な場合	業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって契約行為、入札に関する行為等を行い、国に対して重大な財産上の損害を与えた場合
	重大な場合	業界関係者の不当な働きかけに応じ、又は自ら不正・不当な目的をもって契約行為、入札に関する行為等を行ったが、国に対して財産上の重大な損害を与えるまでには至らなかった場合
	軽微な場合	業界関係者と接触する場所において予定価格等を記した書類を放置するなど、ずさんな管理のため、業界関係者に当該予定価格等を見られるなどした場合
予算執行職員以外の職員による入札	極めて重大な場合	自己の地位又は階級若しくは官職を利用して、割振表の作成をするなど、自ら入札談合等関与行為を主導し、入札談合等を行わせた場合

談合等関 与行等	重大な 場合	免職、降任又は 停職の重処分	業界関係者の不当な働きかけに応じ、不正に仕様書を変更するなどの入札談合等関与行為をし、入札談合等をほう幫助した場合
	軽微な 場合	停職の重処分	業界関係者に予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えた場合
隠蔽、 黙認等	極めて 重大な 場合	免職	自己若しくは部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について証拠の隠滅や虚偽の申述を行った場合
	重大な 場合	免職、降任又は 停職の重処分	部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為を認識したにもかかわらず、職務怠慢により当該行為を確認し、防止するための努力を行わない場合
	軽微な 場合	停職の重処分	部下の違反行為又は業界関係者の入札談合行為について情報を得ていたにもかかわらず、放置した場合
調達経 理業 務に 従事 する 職員 と業 界 関 係 者 と の 接 触 等	極めて 重大な 場合	停職の重処分	業界関係者から不当な働きかけを受けたにもかかわらず、接触報告書を作成せず、機関等の長に報告又は整備計画局長等に通知しない場合
	重大な 場合	軽処分	職務遂行上必要となる範囲を超えて、業界関係者と接触した場合
	軽微な 場合	訓戒又は注意	職務上の上級者の了解を得ることなく、単独で業界関係者と接触した場合

(26) 指揮監督義務違反

本処分基準は、指揮監督の立場にある隊員等が、その指揮監督が不行届のため、部下の隊員等の汚職事犯、金銭業務に関連する不正事犯、武器の損壊等、秘密漏えい、火災事故その他の重大な事故が発生した場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準	
指揮監督者として通常なすべき義務を著しく怠った場合	極めて重大な場合	重処分（減給を除く。）	1 極めて重大な場合とは、事故の内容が職務遂行上重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
	重大な場合	停職の軽処分	
	軽微な場合	減給の軽処分	
指揮監督者として通常なすべき義務を怠った場合	極めて重大な場合	停職の軽処分	2 重大な場合とは、事故の内容が職務遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
	重大な場合	減給の軽処分	
	軽微な場合	戒告	
指揮監督者とし	極めて重大	減給の軽処分	

て通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	な場合		3 軽微な場合とは、重大な場合に至らない場合をいう。
	重大な場合	戒告	
	軽微な場合	訓戒又は注意	

(27) 職務遂行上の注意義務違反

本処分基準は、隊員等が職務を怠り、又は隊員等が職務遂行上要求される注意義務を欠いたため職務を不適正に処理した場合（他の規律違反の態様に該当する場合を除く。）に適用する。

規律違反の態様		処分基準	適用基準
通常なすべき義務を著しく怠った場合	極めて重大な場合	免職	1 極めて重大な場合とは、職務遂行上特に重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
	重大な場合	降任又は停職の重処分	
	軽微な場合	停職の軽処分	
通常なすべき義務を怠った場合	極めて重大な場合	停職の重処分	2 重大な場合とは、職務遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。
	重大な場合	停職の軽処分	
	軽微な場合	減給の軽処分	
通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	極めて重大な場合	停職の軽処分	3 軽微な場合とは、重大な場合に至らない場合をいう。
	重大な場合	減給の軽処分	
	軽微な場合	戒告、訓戒又は注意	

付表第 2（第 3 関係）

(1) 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持等

本処分基準は、隊員等が以下に規定する薬物の所持等をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持等	免職	<p>1 危険ドラッグ等とは、法令の規定により所持等が禁止されている薬物のほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制若しくは幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるもの、これと同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高いものである疑いがある物品又はこれらと同等と判断することが社会通念上相当と認められるものであって、禁止薬物として指定を受けていないものをいう。</p> <p>（参考）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）</p> <p>2 所持等とは、所持、使用、施用、吸食、譲渡、譲受、輸入、製造、栽培、販売等をいう。</p>

(2) 窃盗、詐欺、恐喝、横領等

本処分基準は、隊員等が公金官物等以外の財物について、窃取、詐取、喝取、横領（業務上横領を除く。）又は一時使用を行った場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	免職	<p>1 隊員等としての品位を著しく傷つけ、又は防衛省・自衛隊の威信を著しく損なう場合</p> <p>2 重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）又は過去に本処分基準による懲戒処分等を受けた隊員等が本処分基準に該当する行為を繰り返した場合</p> <p>3 窃取等で被害額が 1 万円を超える場合は、「重大な場合」を適用し得るものとする。また、財物の価値が認識し得るもの（現金、店頭販売品の万引き及び高価な品物であることが明らかなもの）を適用対象とする。</p>
軽微な場合	降任又は停職の重処分	重大な場合に至らない場合
極めて軽微	軽処分	重大な場合に至らない場合であって、被害金額が少

な場合	額の場合又は占有離脱した財物の横領等（一時使用を含む。）を行った場合が適用し得る。
-----	---

(3) 傷害、暴行又は脅迫

本処分基準は、隊員等が私的行為において、傷害、暴行又は脅迫に当たる行為をした場合に適用する。

規律違反の態様		処分基準	適用基準
傷 害	極めて重大な場合	停職 6 月以上 (免職を基本とする。)	1 凶器を用いて傷害を負わせた場合 2 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 3 隊員等に対して一方的な暴行を加え、重傷を負わせた場合 4 民間人に対して暴行を加え、重傷を負わせた場合 5 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加え、傷害を負わせた場合 6 複数回又は長期間にわたり暴行を加え、傷害を負わせた場合
	重大な場合	3 月以上 6 月未満の停職	1 隊員等に対して暴行を加え、重傷を負わせた場合（一方的な暴行及び複数回又は長期間にわたる暴行の場合を除く。）又は一方的な暴行を加え、全治 1 週間以上 1 箇月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 2 民間人に対して暴行を加え、全治 1 週間以上 1 箇月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 3 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合
	比較的重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職	1 隊員等に対して暴行を加え、全治 1 週間以上 1 箇月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合（一方的な暴行及び複数回又は長期間にわたる暴行の場合を除く。）又は一方的な暴行を加え、全治 1 週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合 2 民間人に対して暴行を加え、全治 1 週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合
	軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職	隊員等に対して暴行を加え、全治 1 週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合（一方的な暴行及び複数回又は長期間にわたる暴行の場合を除く。）
暴 行	極めて	停職 3 月以上	1 凶器を用いて暴行又は脅迫をした場合

又は脅迫	重大な場合		<ul style="list-style-type: none"> 2 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合 3 長期間にわたり複数の手段を用いて執拗に脅迫をした場合
	重大な場合	1月以上3月未満の停職	<ul style="list-style-type: none"> 1 隊員等に対して一方的に平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の傷害に至る可能性が高い程度の暴行を加えた場合 2 民間人に対して平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の傷害に至る可能性が高い程度の暴行を加えた場合 3 複数回（平手打ちは除く。）又は長期間にわたり暴行又は脅迫をした場合
	軽微な場合	6日以上1月未満の停職	<ul style="list-style-type: none"> 1 隊員等に対して平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の傷害に至る可能性が高い程度の暴行を加えた場合又は一方的に平手打ち（1回）、足を踏みつける等の傷害に至る可能性が低い程度の暴行を加えた場合 2 民間人に対して平手打ち（1回）、足を踏みつける等の傷害に至る可能性が低い程度の暴行を加えた場合
	比較的軽微な場合	停職の軽処分	<ul style="list-style-type: none"> 1 隊員等に対して平手打ち（1回）、足を踏みつける等の傷害に至る可能性が低い程度の暴行を加えた場合又は一方的に胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 2 民間人に対して胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合
	極めて軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 隊員等に対して胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合 2 脅迫の程度が軽微な場合 3 被害者に向けられた違法な有形力が身体に作用しなかった場合

(4) わいせつな行為等

本処分基準は、隊員等が私的行為において、わいせつな行為等をした場合に適用する。

また、被害者が精神的な被害を受けた際の処分量定については、その原因となった違反者の精神的な攻撃、その他の心理的負荷となった要因等を総合的に勘案し、因果関係を明らかにしたうえで判断するものとする。

なお、被害者に与えた精神的苦痛の程度を評価する場合は、被害者の主観のみならず、同じ事態に遭遇した同じ立場の者が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受け止めるかという観点に基づく評価、過去事例との比較、医療関係者・弁護士等の専門家への意見聴取等により相当性を判断する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
極めて重大な場合	停職6月以上	1 不同意性交等（刑法第177条）又は不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条） 2 児童買春、未成年淫行、不同意わいせつ、公然わいせつ又はリベンジポルノ 3 全治1箇月以上の精神疾患を発症させた場合 ※不同意性交等及び不同意わいせつ等致死傷を行った場合は、免職を基本とする。
重大な場合	3月以上6月未満の停職	1 痴漢行為、盗撮、性的姿態撮影等、児童ポルノ（所持等）又はのぞき 2 精神疾患を発症させた結果、被害者の生活や服する職務に制限が生じた場合
比較的重大な場合	1月以上3月未満の停職	1 身体的接触、性的、容姿若しくは服装等に関する言動又は食事等への執拗な勧誘を繰り返し行い、精神的苦痛を与えた場合 2 精神疾患を発症させた場合
軽微な場合	6日以上1月未満の停職	身体的接触、性的、容姿若しくは服装等に関する言動又は食事等への執拗な勧誘により、精神的苦痛を与えた場合 ※継続性、悪質性等を考慮し、規律違反の態様を適用する。
比較的軽微な場合	停職の軽処分	
極めて軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）	

(5) ストーカー行為等

本処分基準は、隊員等がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に規定するストーカー行為等をした場合のほか、次の規律違反の態様に該当する場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
極めて重大な場合	停職3月以上	ストーカー規制法に基づく警告若しくは禁止命令を受けたにもかかわらず、なおストーカー

		行為を行った場合又はストーカー行為をしたことにより被害者に精神疾患を発症させる等の悪質なストーカー行為を行った場合
重大な場合	3月未満の停職	反復継続性なく、ストーカー規制法における「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」に該当する行為をした場合
軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	反復継続性なく、ストーカー規制法における「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」に該当する行為をした場合であって、特に酌むべき事情が認められる場合

(6) 私的行為上の過失傷害又は致死

本処分基準は、隊員等が私的行為において、過失により人を傷害し、又は死亡させた場合（他の規律違反の態様に該当する場合を除く。）に適用する。

規律違反の態様		処分基準
致死	重大な場合	減給の重処分
	軽微な場合	減給の軽処分
傷害	重大な場合	軽処分（停職を除く。）
	軽微な場合	訓戒又は注意

(7) 私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反

本処分基準は、隊員等が自衛隊車両以外の自動車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）又は自転車で悪質な交通法規違反をした場合のほか、次の規律違反の態様に該当する場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
極めて重大な場合	停職6月以上	1 自動車等による飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令第44条の3に規定する程度（呼気1リットルにつき0.15ミリグラム）未満のアルコール保有量であった場合でも、飲酒直後に自動車等を運転した場合等のように、自己の身体にアルコールが保有されていることが明白な状態で運転行為に及んだ場合を含む。以下同じ。） 2 故意の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 3 自動車等によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 ※飲酒運転、故意の無免許運転又はひき逃げで重傷又は死亡させた場合などの深刻な結果を招いた場合は、免職を基本とする。

重大な場合	1 月以上 6 月未満 の停職	1 過失の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合 2 最高速度超過30 km/h 以上（高速自動車国道等においては40 km/h 以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 3 自動車等によるひき逃げの場合 4 自転車によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合
比較的重大な場合	16 日以上 1 月未満の 停職	1 故意の無免許運転の場合 2 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満（高速自動車国道等においては20 km/h 以上40 km/h 未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 3 最高速度超過30 km/h 以上（高速自動車国道等においては40 km/h 以上）の速度違反で軽傷を伴う場合 4 自動車等によるあて逃げの場合 5 自転車によるひき逃げの場合
軽微な場合	6 日以上 15 日以下 の停職	1 自転車による飲酒運転の場合 2 自転車によるあて逃げの場合
比較的軽微な場合	軽処分	1 過失の無免許運転の場合 2 最高速度超過30 km/h 以上（高速自動車国道等においては40 km/h 以上）の速度違反の場合 3 最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満（高速自動車国道等においては20 km/h 以上40 km/h 未満）の速度違反で軽傷を伴う場合
極めて軽微な場合	訓戒又は 注意	最高速度超過15 km/h 以上30 km/h 未満（高速自動車国道等においては20 km/h 以上40 km/h 未満）の速度違反の場合

(8) その他の私的行為上の非行

本処分基準は、私的行為に関する違反に規定している規律違反の態様以外のもので、隊員等としての品位を傷つけ又は組織の威信を失墜する私的私行をした場合に適用する。

規律違反の態様	処分基準	適用基準
重大な場合	重処分（減給を除く。）	隊員等としての品位を傷つける程度又は防衛省・自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合
軽微な場合	軽処分以下	重大な場合に至らない場合

付表第3（第4関係）

懲戒処分等を必要に応じ加重又は軽減する場合の処分量定については、違反行為等の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、階級又は官職、権限の内容、被害の程度、部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準を示せば次表のとおりである。

また、しん酌すべき特段の事情等がある場合については、この限りではなく、特に、加重措置により「免職」を適用する場合の具体的な運用に際しては、一律の基準を機械的に運用するのではなく、被処分者に対する手続的な権利保障への配慮も含め、客観的合理性・社会相当性等を総合的に考慮するとともに、事案ごとの事情に応じて判断するものとする。

処分基準	軽減した処分量定	加重した処分量定
免職	降任又は3月以上の停職	
停職6月以上	3月以上の停職	免職、降任又は停職12月
停職3月以上	1月以上の停職	停職6月以上
重処分（減給を除く。）	停職	停職16日以上
重処分	停職又は減給	停職16日以上
降任又は1月以上の停職	停職の重処分	停職3月以上
降任又は16日以上以上の停職	停職	停職1月以上
降任又は停職の重処分	停職	停職16日以上
1月以上の停職	6日以上6月未満の停職	3月以上停職
16日以上以上の停職	6月未満の停職	1月以上の停職の停職
停職の重処分	6月未満の停職	停職16日以上
3月以上6月未満の停職	1月以上3月未満の停職	6月以上の停職
1月以上6月未満の停職	6日以上3月未満の停職	3月以上の停職
1月以上3月未満の停職	6日以上1月未満の停職	3月以上6月未満の停職
16日以上3月未満の停職	1月未満の停職	1月以上6月未満の停職
6日以上3月未満の停職	1月未満の停職	16日以上6月未満の停職
3月未満の停職	1月未満の停職、減給又は戒告	6日以上6月未満の停職
16日以上1月未満の停職	15日以下の停職	1月以上3月未満の停職
6日以上1月未満の停職	15日以下の停職	16日以上3月未満の停職
6日以上15日以下の停職	停職の軽処分	16日以上1月未満の停職
停職の軽処分	減給又は戒告	6日以上15日以下の停職
軽処分（戒告を除く。）	減給又は戒告	15日以下の停職又は減給
軽処分	減給又は戒告	15日以下の停職又は減給
軽処分以下	減給、戒告、訓戒又は注意	15日以下の停職又は減給
減給の重処分	減給	停職の軽処分又は減給の重処分
軽処分（停職を除く。）	減給の軽処分、戒告、訓戒又は注意	減給
軽処分以下（停職を除く。）	減給の軽処分、戒告、訓戒又は注意	減給又は戒告
減給の軽処分	減給の軽処分又は戒告	減給
減給1月1/15以下	戒告、訓戒又は注意	1月1/15を超え2月1/6以下の減給又は戒告
戒告	訓戒又は注意	減給1月1/30
戒告、訓戒又は注意	訓戒又は注意	減給1月1/30又は戒告
訓戒又は注意		戒告